

商品概要説明書
定期積金＜定額式＞

(令和6年3月1日現在)

1. 商品名	・住宅ローン利用者専用定期積金「ゆめ」
2. 販売対象	・当JA住宅ローン利用者
3. 取扱期間	・令和6年3月1日から令和7年2月28日
4. 掛込期間	・3年
5. 払込方法 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり50,000円以下。ただし、お一人様の掛金月額5万円以内 ※連帯債務の場合は、掛込合計月額5万円まで、ボーナス掛込月を設定する場合は掛込総額180万円以内とする。 ・1円単位
6. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
7. 給付補てん金 ①適用利回り ②支払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	・店頭表示金利プラス0.15%を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・復興特別所得税を含み20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により、計算した給付補てん金とともに払い戻します。 ①初回払込日から解約までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②初回払込日から解約までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ、または、当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA信州諏訪